

令和5年3月

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和5年3月29日 開会

令和5年3月29日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和5年3月29日鈴鹿市議会全員協議会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開く。

1 出席議員

1 番	高 橋 さつき	2 番	市 川 昇
3 番	船 間 涼 子	5 番	池 上 茂 樹
6 番	草 川 卓 也	7 番	森 喜代造
8 番	新 秀 隆	9 番	水 谷 進
10 番	中 村 浩	11 番	服 部 孝 規
12 番	山 口 善 之		

1 欠席議員

4 番	櫻 木 善 仁
-----	---------

1 出席者の職氏名

広域連合長	末 松 則 子
副広域連合長	櫻 井 義 之
事務局長	真 置 寿 子
総務課長	宮 村 信 廣
介護保険課長	中 条 裕
総務課副主幹	中 島 弘 貴
総務課副参事兼	
鈴鹿亀山消費生活センター所長	川 村 敏 正
介護保険課主幹兼管理グループリーダー	伊 藤 淳
介護保険課主幹兼認定グループリーダー	中 川 陽 亮
介護保険課副参事兼給付グループリーダー	岡 田 千麻子
介護保険課副参事兼指導グループリーダー	岩 田 泰 司

1 議会書記

総務課副主幹	石 田 侑 子
介護保険課	奥 山 雄 大

1 会議の事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 発議案第1号 鈴鹿亀山地区広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第 5 議案第1号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）

議案第2号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第3号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算

議案第4号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算

議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第 6 一般質問

午前10時00分 開 会

○議長（山口善之 議員）

皆様、おはようございます。

本日は、令和5年3月定例会です。よろしくお願いをいたします。

開会に先立ちまして、去る令和4年12月23日の12月臨時会において副議長の当選人と定め、その後、当選告知及び当選の承諾を経て副議長に選任されました、草川卓也議員より御挨拶をお願いいたします。

○草川卓也議員

皆様、おはようございます。草川卓也でございます。

昨年の12月臨時会におきましては、新型コロナウイルス陽性のため欠席をさせていただきまして、大変申し訳ございませんでした。

また、その節には副議長に選任いただきまして誠にありがとうございます。若輩者ではございますが、議長の補佐役として誠心誠意責務を果たしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（山口善之 議員）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから令和5年3月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

本日の議事日程は、過日送付いたしましたとおりでございますので、御了承をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第35条の規定により、議長において、池上茂樹議員、中村浩議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口善之 議員）

ありがとうございます。御異議ないものと認めます。よって本定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。

次に、日程第３，諸般の報告をいたします。

本日の議案説明員の職・氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、例月出納検査の結果をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、報告第１号 専決処分の報告についてですが、別冊のとおり提出されております。

この際、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

皆様、おはようございます。本日は、鈴鹿亀山地区広域連合議会の３月定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私から報告書１ページ、報告第１号 損害賠償の額の決定及び和解の概要について、説明申し上げます。

令和４年１１月１日、鈴鹿市若松東三丁目地内の住宅駐車場において、職員が公用車を駐車するため後退させた際、家屋の雨どいに当該公用車の後部が接触し、当該雨どいを破損したものでございます。この事故につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分をし、示談が成立をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を申し上げます。

報告事項の概要については、以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

ありがとうございました。

以上で報告は終わりました。

次に、日程第４，発議案第１号 鈴鹿亀山地区広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、本案について提案理由の説明を求めます。

草川卓也議員。

○草川卓也議員

ただいま議題とされました、発議案第1号 鈴鹿亀山地区広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてでございますが、鈴鹿亀山地区広域連合議会の個人情報の保護に関する条例につきましては、個人情報の適正な取り扱いに係る規定を定め、また議会が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、新たな個人情報保護法の施行後も引き続き議会の事務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利・利益を保護するため新たに条例を制定するものでございます。

議員の皆様におかれましては、よろしく御審議を賜り、御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山口善之 議員）

発議案第1号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口善之 議員）

質疑なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口善之 議員）

別段、討論もございませんので、これより採決をいたします。

発議案第1号 鈴鹿亀山地区広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛 成 者 挙 手〕

○議長（山口善之 議員）

ありがとうございます。挙手全員でございます。

したがいまして、発議案第1号 鈴鹿亀山地区広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第1号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）から議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてまでを、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

それでは、本定例会の開会に当たり、令和5年度の施政及び予算編成方針について申し述べます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第8波に続いて第9波が来る可能性も考えられており、国内で初めて感染者が確認されてから3年を超えましたが、いまだに社会的な脅威となっております。

本広域連合の圏域内におきましても、新型コロナウイルス感染症は終息が見えない状況が続いており、それに加えてインフルエンザの同時流行も生じてきた中で、感染拡大防止に御尽力をいただいている医療、保健、介護の現場において従事をされている方々、また日々の生活を支えていただいているエッセンシャルワーカーの方々には心から御礼を申し上げます。

なお、国では5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけを2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることがを表明いたしました。

本広域連合といたしましても、関係団体と連携を図りながらポストコロナに向けて、圏域住民の皆様がこの住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、様々な事業に精いっぱい取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、令和5年度の予算編成でございますが、関係市である鈴鹿市、亀山市にお

きましては、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等による物価高騰等により、歳入・歳出両面で影響を受けており、歳入については大幅な増加が見込めず、また歳出については投資的経費や扶助費等社会保障費の増加が引き続き見込まれる中で、さらなる収入の確保と歳出の抑制を図っていくことを目指す予算編成が行われています。

本広域連合といたしましては、運営のための財源を関係市からの負担に大きく依存していることから、関係市の財政状況を十分考慮し、可能な限り抑制に努め予算編成を行ったところでございます。

その中で、令和5年度におきましても広域連合規約に基づき、消費者行政と介護保険事業を中心に事業を進めてまいります。

まず、消費者行政につきましては、架空請求に関する相談、新型コロナウイルス感染症に関連する相談などの減少に伴い、相談件数自体は減少傾向にありますが、スマートフォンの普及など情報化社会の進展に関連した消費生活相談が年齢層を問わず、数多く寄せられているところです。

また、民法改正により、昨年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたこともあり、若年者の消費者トラブルの未然防止・救済に取り組む必要がこれまで以上に高まっています。

このように、消費者を取り巻く環境が刻々と変化してきている中で、消費生活センターにおきましては、複雑・多様化する消費生活相談に適切に対応するため、消費生活相談員のスキルアップに努め、消費生活に関する苦情相談やその解決のための助言、また世代に応じた消費者教育、被害を未然に防止するための啓発活動など、消費生活相談の窓口としてのその役割はさらに重要になると考えます。

今後も、消費者トラブルにつきましては、複雑かつ巧妙化していくことが考えられることから、圏域住民の皆様が安全で安心して暮らせるよう、引き続き被害抑止に向けた取り組みや啓発を進め、消費者の権利保護に努めてまいります。

次に、介護保険事業につきましては、3年目の最終年度を迎える第8期介護保険事業計画を着実に実行してまいります。

また、令和6年度が開始年度となる第9期事業計画につきましては、被保険者、事業所などへのアンケート調査結果を踏まえ、団塊の世代の方々が75歳以上になる2025年、日本の高齢者人口がピークになる2040年を見据え、持続可能な介護保険制度の運営に資するよう、国が示す基本指針に沿った策定作業を進めてまいります。

令和5年度より、介護認定調査については、新規申請等を新たに指定市町村事務

受託法人に委託いたします。これにより、認定調査事務の円滑化を図ってまいります。

また、本広域連合が指定権限を持つ居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所については、新規指定や指定の更新、指導、監査業務を通して、利用者へのサービス向上に努めてまいります。

以上、令和5年度を迎えるに当たり、施政及び予算編成方針を述べさせていただきました。今後とも、圏域住民のさらなる福祉の向上を目指し、各種事業に取り組んでまいりますので、議員並びに圏域住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提出をいたしました議案について説明を申し上げます。

なお、概略を私のほうから説明させていただき、詳細を総務課長が説明いたしますので御了承賜りたいと存じます。

まず、補正予算書1ページ、議案第1号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

第1条で、歳入歳出それぞれ213万5,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億8,536万5,000円にしようとするものでございます。

続きまして、補正予算書21ページ、議案第2号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出それぞれ7億8,096万8,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ194億6,655万4,000円にしようとするものでございます。

続きまして、議案第3号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算について、説明申し上げます。

当初予算書1ページを御覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億8,471万6,000円にしようとするものでございます。対前年度比0.7%の増加でございます。

続きまして、議案第4号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算について、説明申し上げます。

予算書33ページを御覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ199億5,771万3,000円にしようとするものでございます。対前年度比0.4%の減少でございます。

また、第2条で一時借入金の限度額を設定しようとするものでございます。

続きまして、議案書1ページを御覧ください。

議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、説明を申し上げます。

本広域連合における個人情報の取り扱いにつきましては、現在、独自の条例である鈴鹿亀山地区広域連合個人情報保護条例に基づいて運用しております。

このたび、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から施行されることにより、その適用対象が地方公共団体にも拡大されますことから、同日以降につきましては、同条例による運用はできなくなります。そのため、現行の条例を廃止するとともに、改正法の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

以上が、本会議に提出をしております5議案の概要でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山口善之 議員）

総務課長。

○総務課長（宮村信廣 君）

おはようございます。

それでは、議案第1号から議案第4号までについて補足説明をいたします。

まず、議案第1号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算書の10、11ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金25万2,000円の増額は、事務費及び派遣職員人件費の精査、低所得者保険料軽減事業にかかる国・県負担金の交付決定等に伴い増額するものでございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金3,443万3,000円の減額は、低所得者保険料軽減事業にかかる国負担金の交付決定等及び予算事業変更に伴い減額するものでございます。

次に12、13ページをお開きください。

同じく、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金1,802万2,000円の増額は、予算事業変更に伴い増額するものでございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金1,724万円の減額は、低所得者保険料軽減事業にかかる県負担金の交付決定等及び予算事業変更に伴い

減額するものでございます。

同じく、第3款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金898万6,000円の増額は、予算事業変更に伴い増額するものでございます。

次に14, 15ページをお開きください。

第6款繰入金、第1項特別会計繰入金、第1目介護保険事業特別会計繰入金2,654万8,000円の増額は、重層的支援体制整備事業の国・県交付金の減額に伴い、介護保険事業特別会計繰入金が増になることによるものでございます。

次に16, 17ページをお開きください。

歳出でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費117万8,000円の減額は、事務費の精査に伴い減額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費は、国・県交付金の決定に伴う財源更正でございます。第2目介護保険費251万1,000円の増額は、低所得者保険料軽減事業の国・県負担金の交付決定等に伴い増額するものでございます。

以上が、議案第1号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）の補足説明でございます。

続きまして、議案第2号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

補正予算書の30, 31ページをお開き願います。

歳入でございますが、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金1億751万6,000円の減額は、保険給付費及び人件費の精査に伴い減額するものでございます。

次に、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金1億5,286万9,000円の減額は、保険給付費の精査に伴い減額するものでございます。

同じく、第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の723万4,000円の減額は、地域支援事業交付金の交付決定に伴い減額するものでございます。

次に32, 33ページをお開きください。

第5款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金2億1,600万円の減額及び第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金1億713万1,000円の減額は、保険給付費の精査に伴い減額するものでございます。

同じく、第6款県支出金、第2項県補助金、第1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の452万2,000円の減額は、地域支援事業交付金の交付

決定に伴い減額するものでございます。

次に34, 35ページをお開きください。

第8款繰入金, 第1項一般会計繰入金, 第1目低所得者保険料軽減事業繰入金251万1,000円の増額は, 低所得者保険料軽減事業の国・県負担金の交付決定等に伴い増額するものでございます。

次に, 第8款繰入金, 第2項基金繰入金, 第1目介護給付費準備基金繰入金1億8,820万7,000円の減額は, 地域支援事業及び重層的支援体制整備事業の国・県交付金の減額による事業費補填分の繰り入れ, 保険給付費減額等に伴うものでございます。

次に36, 37ページをお開きください。

歳出でございます。

第1款総務費, 第1項総務管理費, 第1目一般管理費751万6,000円の減額は, 会計年度任用職員人件費の精査に伴い減額するものでございます。

第2款保険給付費, 第1項介護サービス等諸費, 第1目介護サービス等諸費8億円の減額は, 保険給付費精査に伴い減額するものでございます。

次に38, 39ページをお開きください。

第3款地域支援事業費, 第1項地域支援事業費につきましては, 国・県交付金の交付決定に伴う財源更正でございます。

次に, 第5款諸支出金, 第3項繰出金, 第1目他会計繰出金2,654万8,000円の増額は, 重層的支援体制整備事業に係る一般会計繰出金が増になることによるものでございます。

以上が, 議案第2号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

続きまして, 議案第3号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算の補足説明をいたします。

令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合予算書の10, 11ページをお開き願います。

まず, 歳入でございます。

第1款分担金及び負担金, 第1項負担金, 第1目市負担金1億6,729万5,000円は, 広域連合規約に基づき本広域連合が行う広域連携関係事務, 介護保険事務, 消費者行政事務にかかる鈴鹿市, 亀山市からの負担金でございます。

第2款国庫支出金, 第1項国庫負担金, 第1目民生費国庫負担金9,288万6,000円は, 低所得者保険料軽減事業に伴う国負担金でございます。

次に12, 13ページをお開きください。

同じく、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金1,453万6,000円は、重層的支援体制整備事業にかかる国負担金でございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金4,644万3,000円は、低所得者保険料軽減事業に伴う県負担金でございます。

同じく、第3款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金731万7,000円は、低所得者等対策費補助金及び重層的支援体制整備事業にかかる県交付金でございます。

第2目商工費県補助金209万6,000円は、消費者行政強化事業費補助金でございます。

次に14, 15ページをお開きください。

第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金10万円は、前年度の繰越金でございます。

次に、第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入2,000円は、情報公開等にかかるコピー代でございます。

次に、第6款繰入金、第1項特別会計繰入金、第1目介護保険事業特別会計繰入金5,404万1,000円は、重層的支援体制整備事業及び保険者機能強化推進事業にかかる介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。

続きまして、16, 17ページをお開きください。

歳出でございます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費78万円は、広域連合議会における議員報酬及び事務費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費7,660万8,000円は、派遣職員にかかる給与費等負担金、事務費等でございます。

次に18, 19ページをお開きください。

第2目企画費90万9,000円は、構成市との広域連携連絡調整費といたしまして、広域連合広報の発行経費などでございます。

第3目公平委員会費5万4,000円は、公平委員会開催にかかる委員報酬でございます。

次に、第2款総務費、第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費7万2,000円は、選挙管理委員会開催にかかる委員報酬でございます。

次に20, 21ページをお開きください。

第2款総務費，第3項監査委員費，第1目監査委員費27万6,000円は，監査等にかかる委員報酬でございます。

第3款民生費，第1項社会福祉費，第1目老人福祉費9,368万1,000円は，低所得者等対策費，保険者機能強化推進事業等事業費及び重層的支援体制整備事業費でございます。

第2目介護保険費1億8,577万2,000円は，低所得者保険料軽減事業に伴う国・県・市負担金を介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

次に22，23ページをお開きください。

第4款商工費，第1項商工費，第1目商工総務費2,626万4,000円は，派遣職員にかかる給与費等負担金，消費生活相談員の人件費等，消費生活センターの管理運営に要する経費でございます。

次に24，25ページをお開きください。

第5款諸支出金，第1項償還金及び還付加算金，第1目償還金10万円は，国庫支出金等の過年度分返還金でございます。

次に，第6款予備費，第1項予備費，第1目予備費20万円は，予備費として前年度と同額を計上しております。

次に，26ページから29ページまでにつきましては，特別職，一般職の給与費明細書を掲載しておりますので御覧おき願います。

次に30，31ページにつきましては，令和6年度以降にわたる債務負担行為に関する調書を掲載しております。

以上が，議案第3号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算の補足説明でございます。

続きまして，議案第4号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計の補足説明をいたします。

予算書の42，43ページをお開き願います。

まず，歳入でございます。

第1款保険料，第1項介護保険料，第1目第1号被保険者保険料44億4,034万8,000円は，第1号被保険者の現年度分の特別徴収，普通徴収及び過年度分の普通徴収による保険料を第8期介護保険事業計画に基づき算出し，それぞれ計上しております。

次に，第2款分担金及び負担金，第1項負担金，第1目市負担金29億6,818万9,000円は，広域連合規約に基づき本広域連合が行う介護保険事業にかかる構成市からの

負担金でございます。

次に44, 45ページをお開きください。

第3款使用料及び手数料, 第1項手数料, 第1目総務手数料1万円は, 介護保険料にかかる過年度分の督促手数料でございます。

次に, 第4款国庫支出金, 第1項国庫負担金, 第1目介護給付費負担金33億1,672万3,000円は, 介護給付及び予防給付にかかる費用に対する国庫負担金で, 保険給付費のうち施設等分が15%, その他分が20%の交付割合で計上しております。

同じく, 第4款国庫支出金, 第2項国庫補助金, 第1目調整交付金4億1,501万3,000円は保険料水準の格差是正のための交付金で, 保険給付費及び地域支援事業費それぞれに対して交付割合を2.2%とし計上しております。

第2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)の1億1,844万6,000円は, 地域支援事業のうち介護予防生活支援サービス事業及び一般介護予防事業費に対して交付割合を20%とし計上しております。

46, 47ページをお開きください。

第3目地域支援事業交付金(その他の地域支援事業)の1億7,837万1,000円は, 地域支援事業のうち包括的支援事業, 任意事業に要する事業費に対して交付割合を38.5%とし計上しております。

第4目保険者機能強化推進交付金1,934万9,000円は, 高齢者の自立支援, 重症化防止等に関する取り組みにかかる交付金でございます。

第5目介護保険保険者努力支援交付金2,619万5,000円は, 予防健康づくりに資する取り組みに重点化した交付金でございます。

次に, 第5款支払基金交付金, 第1項支払基金交付金, 第1目介護給付費交付金49億1,578万円は, 第2号被保険者保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので, 保険給付費総額の27%分を計上しております。

第2目地域支援事業支援交付金1億7,786万9,000円は, 地域支援事業費のうち介護予防生活支援サービス費及び一般介護予防事業費に対して, 交付割合を27%とし計上しております。

次に48, 49ページをお開きください。

第6款県支出金, 第1項県負担金, 第1目介護給付費負担金26億41万9,000円は, 介護給付及び予防給付にかかる費用に対する県負担金で, 保険給付費のうち施設等分が17.5%, その他分が12.5%の交付割合で計上しております。

同じく, 第6款県支出金, 第2項県補助金, 第1目地域支援事業交付金(介護予

防・日常生活支援総合事業）の7,402万9,000円は、地域支援事業費のうち介護予防生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費に対して、交付割合を12.5%とし計上しております。

同じく、第2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）の8,918万5,000円は、地域支援事業費のうち包括的支援事業費、任意事業費に対して交付割合を19.25%とし計上しております。

次に50, 51ページをお開きください。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目低所得者保険料軽減事業繰入金1億8,577万2,000円は、低所得者保険料軽減事業に伴う一般会計からの繰入金でございます。

同じく、第7款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金4億2,911万7,000円は、保険料必要額より収納予定額が少ないため不足分を介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金200万円は、前年度繰越金でございます。

次に52, 53ページをお開きください。

第9款諸収入、第1項延滞金及び加算金及び過料、第1目第1号被保険者延滞金10万円は、第1号被保険者の保険料納付遅延に対する延滞金を計上しております。

同じく、第9款諸収入、第2項雑入、第1目返納金44万7,000円は、所得変更にかかる過年度分の返納金等でございます。

第2目雑入35万1,000円は、生活保護受給者にかかる介護認定料及び会計年度任用職員の雇用保険料の本人負担分でございます。

続きまして、歳出でございます。

54, 55ページをお開きください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費2億9,601万9,000円は、派遣職員にかかる給与費負担金、事務費及び会計年度任用職員にかかる人件費を計上しております。

次に56, 57ページをお開きください。

同じく、第1款総務費、第2項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費5,277万2,000円は、審査会開催に伴う委員報酬等を計上しております。

第2目認定調査等費1億6,020万9,000円は、主治医意見書の作成手数料等の役務費、認定調査業務にかかる委託料などを計上しております。

同じく、第1款総務費、第3項趣旨普及費、第1目趣旨普及費338万8,000円は、広報誌や介護保険制度のパンフレットの作成経費でございます。

次に58, 59ページをお開きください。

同じく、第1款総務費、第4項計画策定費、第1目計画策定費394万5,000円は、第9期介護保険事業計画策定にかかる経費でございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等諸費177億3,885万6,000円は、要介護認定者にかかる各種介護サービス利用分の保険給付費である介護サービス諸費、要支援認定者にかかる各種サービス利用分の保険給付費である介護予防サービス諸費、一定基準を満たした利用者が介護保険施設等を利用した場合に、食費・居住費に対し補足給付する費用である特定入所者介護サービス等費について計上しております。

第2目審査支払手数料1,438万2,000円は、三重県国民健康保険団体連合会による各事業者からの介護報酬支払いに対する審査にかかる手数料を計上しております。

第3目高額介護サービス等費3億9,835万5,000円は、介護保険の利用者負担額が高額となり、一定額以上となった低所得者世帯の利用者に対して支給する費用を計上しております。

次に60, 61ページをお開きください。

第4目高額医療合算介護サービス等費5,500万円は、介護保険及び医療保険の利用者負担額が高額となり、一定額以上となった低所得者世帯の利用者に対して支給する費用として計上しております。

第3款地域支援事業費、第1項地域支援事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費5億9,210万6,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費、総合事業等諸費、総合事業審査支払手数料について計上しております。

第2目一般介護予防事業費6,553万7,000円は、総合事業のうち介護予防事業にかかる経費を計上しております。

次に62, 63ページをお開きください。

第3目包括的支援事業・任意事業費4億6,330万2,000円は、包括的支援事業費、任意事業費について計上しております。

第4款公債費、第1項公債費、第1目利子10万円は、保険給付費資金の不足により借入れを行った際に要する利息を計上しております。

次に64, 65ページをお開きください。

第5款諸支出金、第1項基金費、第1目介護給付費準備基金費4,463万1,000円は、

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の充当による保険料残額を基金に積み立てるものでございます。

同じく、第5款諸支出金、第2項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者過年度保険料還付金807万円は、第1号被保険者過年度保険料の還付金及び還付加算金を計上しております。

第2目償還金200万円は、国庫支出金等の過年度分返還金でございます。

次に66、67ページをお開きください。

同じく、第5款諸支出金、第3項繰出金、第1目他会計繰出金5,404万1,000円は、重層的支援体制整備事業実施に要する経費及び保険者機能強化推進事業にかかる交付金をそれぞれ一般会計へ繰り出すものでございます。

第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費として、前年度と同じく500万円を計上しております。

次に、68ページから71ページまでにつきましては、特別職、一般職の給与費明細書を掲載しておりますので御覧おき願います。

次に72、73ページにつきましては、令和6年度以降にわたる債務負担行為に関する調書を掲載しております。

以上、議案第1号から議案第4号までの補足説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口善之 議員）

議案第1号から第4号までの説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。

再開は、10時55分とします。

〔休 憩〕

○議長（山口善之 議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ちょっと先ほどのことで、提案説明の件で訂正をいたします。

連合長が第5号までの説明を終えておりますので、議案第1号から議案第5号までの説明は終わりました。失礼いたしました。

それでは、日程により議事を継続いたします。

これより質疑に入ります。

議案質疑に当たりましては、一問一答方式で、質疑時間は答弁を含め30分以内ですので厳守いただきますようお願いいたします。

また、議案質疑でございますので、質疑にあたっては自己の意見を述べることなく、質疑の範囲が議題外にわたることのないよう注意をいただくとともに、議案番号を述べた上で質疑いただきますよう、重ねてお願いいたします。

それでは、通告に従い、新秀隆議員から発言を許します。

新秀隆議員。

○新秀隆議員

それでは、私のほうからは通告書に沿って進めさせていただきます。

まず第1に、議案第2号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、支出で第2款保険給付費の件でございますが、今回、上げておりますのは給付費の分で、補正額が金額的にいたしまして8億円となっております。その中におきまして、今回は補正の全体額といたしましては7億8,096万8,000円、その額の大半が今回のこちらの介護サービス諸費、そして介護予防サービス諸費、特定入所者介護サービス等費というところで金額が表現されておりますが、今回はマイナスということで返却金額と理解しておりますが、こちらにつきまして、この金額はどのような事業で実施されたものなののでしょうか。お伺いいたします。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、新秀隆議員の議案第2号 令和4年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）のうち、3歳出、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等諸費の補正内容の詳細についての御質疑のうち、介護サービス等諸費の今回の補正する事業の内容等につきまして説明申し上げます。

介護サービス等諸費全体としましては、要介護認定等を受けた方に対する保険給付になります。今回の補正額としましては、当初予算178億4,645万6,000円を170億4,645万6,000円とし、8億円減額するものでございます。

この補正予算の内訳を事業ごとに御説明申し上げますと、要介護認定を受けた方に対する介護サービス利用分の給付である介護サービス諸費につきましては、当初予算168億2,774万円を161億2,774万円とし、7億円の減額をしております。要支援認定を受けた方に対する介護予防サービス利用分の給付費である介護予防サービス諸費は、当初予算4億3,374万4,000円を4億7,374万4,000円とし、4,000万円の増額をしております。

また、市民税非課税等の一定の要件を満たした介護保険負担限度額認定者の施設利用時における食費及び住居費を軽減する特定入所者介護サービス等費は、当初予算5億8,497万2,000円を4億4,497万2,000円とし、1億4,000万円の減額をしております。

内容としましては、以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

新秀隆議員。

○新秀隆議員

詳細については、理解いたしました。

それで、今回このような高額の補正の状況を見ますと、過去からの状況では今年度といたしましてはどのように理解というか、把握されているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、2点目の補正の過去からの傾向につきまして御説明申し上げます。

過去3年の介護サービス等諸費の3月補正予算の状況でございますが、令和元年度は2億7,500万円を、令和2年度は5億3,000万円を、令和3年度は3億4,335万6,000円をそれぞれ減額しております。

本広域連合が、構成市の負担金で財政運営をしているという特性から、年度途中で事業費の増額補正を実施することが難しいということもありまして、当初予算におきましては、サービス利用者に対する給付が滞ることがないように、ある程度余裕

をもって事業費を計上しております。

このことから、例年３月補正予算におきましては、その年度の給付実績を基に１年間の見込額を算定し、補正を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

新秀隆議員。

○新秀隆議員

理解させていただきました。

傾向を見ますと、今年度はいつもに比べると多いなという中で、今回の減額補正による他の事業運営に対しまして影響はなかったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、３点目の今回の減額補正でほかの業務の運営に影響はないかとの御質問ですが、介護サービス等諸費の所要額は確保しておりますので事業に影響はございません。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

新秀隆議員。

○新秀隆議員

結構でございます。

それでは、同じく介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の支出ではございますが、同じく今回は第５款諸支出についてでございますが、予算書で言うと３９ページになりますが。こちらのほうで重層的支援体制整備事業費というので２,６５４万８,０００円という金額が上がっております。こちらについては、この補正の発生した

経緯と言いますか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、議案第2号 令和4年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）のうち、3歳出、第5款諸支出金、第3項繰出金、第1目他会計繰出金の補正の経緯につきまして御説明申し上げます。

重層的支援体制整備事業につきましては、一般会計において実施する事業であるため、特別会計からは介護保険料で負担する分を繰出金として一般会計に支出しております。今回の補正予算の繰出金の増額は、一般会計の歳出予算に計上しております重層的支援体制整備事業の実施内容に変更はございませんけれども、同じく一般会計の歳入予算に計上しております国・県の交付金の交付見込額が当初の見込み額より減少したことに伴いまして、その減額となった分を繰出金として特別会計から繰り出すものでございます。

なお、今回の補正予算では一般会計の国庫及び県支出金につきまして、予算の項を負担金から補助金へそれぞれ変更することを実施しております。金額の内訳としましては、国交付金が3,568万8,000円から1,802万2,000円となり、1,766万6,000円の減額になっております。

また、県交付金が1,786万8,000円から898万6,000円と、888万2,000円の減額となりまして、国・県交付金の減額の合計は2,654万8,000円となっております。

この減額分につきまして介護保険料で補填するため、一般会計繰出金2,654万8,000円の増額を補正予算として今回計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

新秀隆議員。

○新秀隆議員

分かりました。負担金から補助金になられて、その結果、今回の金額の補正が発生したというふうに理解させていただきます。

それでは、最後になりますが、議案第3号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算及び議案第4号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算についてでございますが、今回の5年度の予算の特徴についてお伺いしたいと思うのですが、その前に厚生労働省の社会保険審議会の介護保険部会で、昨年末に2024年度の介護保険制度の改正に向けて意見をまとめておられます。そういう中におきまして、介護保険制度の改正は3年に1度の改正と伺っております。それが、12月の基本方針を決定する恒例となっているそうでございますが、今回は給付と負担の見直しが最大の論議の焦点で結論が年越しとなったと。時間が繰り越してきておるという状況だと伺っております。そういう中におきまして、5年度の鈴鹿亀山地区広域連合の予算につきまして、これからまた第9期の介護保険事業計画というのも来年度にも策定させていくということで大事な5年度だと思うんですけど、その点につきまして、この5年度の予算について特徴をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、新議員の令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計事業、特に介護保険事業特別会計予算の特徴はとの御質疑につきまして、説明させていただきます。

令和5年度介護保険事業特別会計予算につきましては、新規の取り組みといたしまして、令和4年10月定例議会にて債務負担行為の補正予算を計上させていただきお認めいただきました、指定市町村事務受託法人として認可されている事業所に、介護認定調査事務を委託するための認定調査等費に4,448万4,000円の予算が計上してございます。こちらは業者の選定も終え、令和5年4月からの委託開始に向けて着々と準備を進めていただいているところでございます。

その他の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、マスクの着用が個人の判断に委ねられ、感染症法の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられますが、まだまだ介護現場では利用者、入所者の高齢者への感染を特に防ぐため、感染症対策を引き続き行いながらの運営となっております。新型コロナウイルス感染症の拡大が抑えられれば、扶助費等社会保障費の増加が見込まれますが、広域連合運営のための財源につきましては、関係市である鈴

鹿市、亀山市からの負担金になるため、2市の財政状況を考慮して本広域連合規約に基づく事務事業を、関係市との連携を図りながら事務的な経費について事務改善に努め、事務事業の見直しや経費節減を図っているところでございます。

また、介護保険の事業費についても、計画の範囲内で所要の見込額を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

新秀隆議員。

○新秀隆議員

御理解させていただきました。

以上をもって、少し時間は早いですが終わらせていただきます。

○議長（山口善之 議員）

これにて新秀隆議員の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口善之 議員）

別段、討論もございませんので、これより採決をいたします。

まず、議案第1号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口善之 議員）

ありがとうございます。挙手全員でございます。

したがいまして、議案第1号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛 成 者 挙 手〕

○議長（山口善之 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第2号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛 成 者 挙 手〕

○議長（山口善之 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第3号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛 成 者 挙 手〕

○議長（山口善之 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第4号 令和5年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特

別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛 成 者 挙 手〕

○議長（山口善之 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第5号 鈴鹿亀山地区広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について は原案のとおり可決されました。

これより、日程第6 一般質問を行います。

一般質問の通告は、3名でございます。

通告以外の事項を追加しないように、また一問一答方式で、質問時間は答弁を含め30分以内ですので厳守していただきますようお願いいたします。

なお、再質問の場合は要点のみ簡潔に述べられるよう、特にお願いをいたします。それでは、市川昇議員から質問を許します。

市川昇議員。

○市川昇 議員

皆さん、こんにちは。議席番号2番、市川昇でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

あと数日で4月がやってまいります。桜の花が満開のもと、子供たちが小学校や中学校に入学されたり、学校を卒業した方々が新社会人として会社に就職されるなど、全国の様々なところで新しいスタートが始まる季節でもございます。このような本格的な春の訪れ、皆様いかがお過ごしでございましょうか。

広域連合議会での一般質問、前回と同様、今回もトップバッターにてさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

前回、昨年10月の定例会では、介護認定調査体制の構築についてというテーマでお話をさせていただきました。一昨年、令和3年度当初から広域連合におかれましては、諸事情にて調査員の方々の退職者が相次ぎ、新規申請及び要支援状態からの申請である介護申請における介護認定調査事務におきまして、申請から認定結果が

出るまでの期間は、本来、介護保険法第27条第11項にて定められている30日以内をはるかに超え、3か月以上という大幅な遅れが出ている状況でした。

そこで、広域連合はその状況の解決策として国の法律、同じく介護保険法第24条の2第1項より定められている指定市町村事務受託法人への委託、いわゆる民間委託を導入する方針を決められ、昨年10月の定例会にて議案を提出し可決、成立いたしました。委託金額は年間4,448万4,000円にて、先ほど申し上げました新規申請及び要支援状態からの申請である介護申請において、介護認定調査事務の全ては民間事業者にて行われることとなります。

現在、広域連合におかれましては、来月4月、民間事業者委託体制のスタートに向け、日々職務に励んでおられることだと思います。

前回、定例会での一般質問で私が質問いたした内容は、介護認定調査の現状、そしてその解決策として民間委託を導入するに至った経緯や導入された場合のメリット、そして委託業者の選定方法について、次に民間委託導入された場合、認定調査事務に携わっている職員の方々の処遇面や民間委託に係る費用、そして最後に個人情報管理の問題点についてでした。

このような質問に対し、事務局長に明解な御答弁をいただきました。昨年4月、本年度新体制となって約半年間の間に担当課内での有資格者の認定グループへの異動や、新たな調査員の育成、新たなフルタイム会計年度任用職員の採用といった様々な対策を行った結果、調査員を10名から13名に増やすことができ、申請から調査までの期間が先ほど申し上げました、約3か月半から2か月を切るところまで大幅に短縮したことなど、職員の皆さんが一生懸命頑張っていることが印象に残りました。また、民間事業者委託に関する他市の調査を行った上、民間事業者委託体制の準備を確実に進めようとしている姿勢が感じられました。

今回、私の一般質問は前回の続編、そして総仕上げといたしまして、民間事業者委託による介護認定調査体制の構築についてというテーマにてお話をさせていただきます。大変お聞き苦しい点多々あるとは存じますが、最後までお聞きください。

では早速、質問に入らせていただきます。

先ほど申し上げましたように、申請から調査までの期間が2か月を切るところまでになったとありましたが、あれから半年近くが経過いたしました。現在の介護認定調査の状況と遅延回復状況につきまして、御答弁をお願いします。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、市川昇議員の民間事業者委託による介護認定調査体制の構築についての御質問のうち、介護認定調査遅延の現在の解消状況につきまして御答弁申し上げます。

議員がおっしゃいましたように、現在、介護認定調査につきましては、新規申請と要支援状態からの申請である介護申請は、保険者である鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課の職員が調査を行っています。

また、更新申請と要介護状態での変更申請につきましては、圏域内の居宅介護支援事業所に調査を委託しております。

令和3年度当初から、フルタイム会計年度任用職員として雇用している調査員の家庭の事情や本人の体調不良等により退職が相次ぎ、調査実施数の減により広域連合で行う介護認定調査の遅れが出てしまい、調査対象者の皆様またその御家族、主治医、ケアマネジャー等、各関係者の方々に多大な御心配と御迷惑をおかけしている状況となっております。

このことを重く受け止め、今年度4月以降、介護保険課内の保健師、看護師、社会福祉士等の有資格者の認定グループへの異動、課内職員の新たな調査員の育成、また新しいフルタイム会計年度任用職員の採用などによりまして、遅延の解決に取り組んでまいりました。

また、一番長く待っていただいた際には、申請から調査にお伺いするまで3か月半ほどお待ちいただいておりますが、現在では申請から約1か月で訪問調査の日程調整の連絡をさせていただき、訪問調査に行かせていただいているところまで回復できております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

市川昇議員。

○市川昇 議員

御答弁ありがとうございました。

本年度から始まった時点であれだけ認定調査の大幅な遅れがあったのを、ほぼ正常な近くまで状態を戻されたことは大変評価いたします。これからも頑張ってください。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

来年4月からスタートいたします、現在、民間事業者への委託体制構築に向けての進捗状況でございます。

広域連合で、公募によるプロポーザル方式で民間委託事業者を決定されております。その民間委託事業者の概要を含めました、現時点での進捗状況につきまして御答弁をお願いします。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、続きまして委託の進捗状況につきまして御答弁申し上げます。

令和4年10月定例会で、介護認定調査業務の民間委託の債務負担行為の補正予算をお認めいただき、こちらにつきましては議員がおっしゃいましたように、プロポーザル方式の公募にて業者選定を行い、日本ビジネスデータープロセッシングセンター、略称、日本データー様に、令和5年度からの介護認定調査を受けていただけることになりました。こちらの事業所は、現在、四日市市・名古屋市・豊田市等の全国の自治体で介護認定調査業務の委託を受けていらっしゃる、実績のある事業所でございます。4月からの業務開始に向け、着々と準備を進めていただいております。調査員の雇用、広域連合近くに事務所を設置、また三重県の指定市町村事務受託法人の認可もを受けていただいております。

以上が進捗状況でございます。

○議長（山口善之 議員）

市川昇議員。

○市川昇 議員

御答弁ありがとうございました。

委託される民間事業者について、よく分かりました。来月、4月スタートに向け

遅れることがないようにしてください。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

4月から、介護認定調査事務における新規申請及び要支援状態からの申請である介護申請が民間事業者委託になることによって、広域連合における組織内構造が変わってくるのではと思われます。

例えば、更新申請の調査体制はどのようになるのでしょうか。

また、国から出される新型コロナウイルスに関する方針変更などによる影響も生じるのではと思われます。

このように、少し例を挙げれば様々な課題がこれから発生すると思われます。広域連合にて、現在発生しております課題と、その解決策につきまして御答弁を願います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

続きまして、広域連合にて、介護認定調査に関して現在発生している課題はないかとの御質問にお答えいたします。

今回、新規申請と要支援の介護度をお持ちの方が介護度の変更を希望される場合の介護申請につきましては、日本データーに委託に向けて準備を進めております。それ以外の更新申請と要介護の介護度をお持ちの方が、介護度の変更を希望される場合にされる変更申請でございますが、これらにつきましては従来から居宅介護支援事業所に調査を委託しており、こちらは前々から一月ぐらいで調査を実施できておりました。

更新申請につきましては、新型コロナウイルス発生以降は現在の介護度のまま有効期間の延長を希望する方が申請すると調査をせずに延長できるという、いわゆるコロナ延長が厚生労働省の発表で、基本的には令和5年3月までとなりました。そのため、今後は更新申請の申請件数が増えてまいります。こちらの対策につきましては、まず調査に行っていただくケアマネジャーを増やすために新規調査員の研修を行い、各居宅介護支援事業所には調査件数を増やしていただくようお願いしております。

また、厚生労働省からの通知には、令和5年4月以降もコロナ延長を特段の事情

があれば1年延ばすこともできるとされておりますので、施設入所の方や病院に入院中の方は、まだまだ施設のコロナ感染対策等も必要であるため、コロナ延長を利用できるといたしました。それでも更新申請は今後増えてまいりますので、広域連合職員で調査に行ける職員については、更新申請の調査に行く等の対応を行ってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

市川昇議員。

○市川昇 議員

御答弁ありがとうございました。これからも職務に励んでください。

高齢化による介護認定調査が増大する中で、各自治体は事務処理に苦心されているといういろいろ聞かされております。広域連合は、他の自治体に比べ正常に戻ることが困難である状況まで大幅な遅れをいたしておりましたが、昨年、新体制となって以来様々な対策を講じ、また大変な努力をされ、この1年で令和3年度から急増した遅れを取り戻したことは評価をしたいと思います。

しかし、現在、人不足など労働供給がどの業界でも大変な中、現在の各自治体自前での雇用方法では認定調査事務に支障を来す可能性は大きゅうございます。広域連合で決断した新たな取り組み、この新規及び要支援状態からの申請である介護申請における民間事業者委託という取り組みによって、介護認定調査事務が常に支障を来すことなく安定し続けることを望んでおります。この体制の構築が、人間の生命の安全を守ることにつながるのです。認定調査事務の安定を、これからも常に維持されるよう、広域連合の皆様、職務に励んでください。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。御拝聴いただき、厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（山口善之 議員）

これにて、市川昇議員の一般質問を終わります。

服部孝規議員。

○服部孝規 議員

それでは、私のほうから令和5年度介護保険事業特別会計の予算編成方針に関わることについて、何点かお聞きしたいと思います。

第8期介護保険事業計画の基本目標として、3点が掲げられております。

1つは、地域支援事業による地域包括ケアの深化・推進。

2つ目は、介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実。

3点目は、介護保険制度の円滑な運営。

この3点の実現に向けて取り組むということが、基本目標で定められております。

そこで、今回の令和5年度の予算を見ますと、歳出のところで、例えば地域支援事業費、1つ目に深化・推進という目標が掲げられておるんですけど、前年度よりも予算額が5,000万円ほどの減になっていると、それから保険給付費も前年度より1億5,000万円ほどの減になっておりまして、特に介護サービス等諸費は、これ1億円ほどの減になっていると。つまり、サービスの充実とか深化推進という目標を掲げながら予算が減額になっているという辺りの説明をお聞きしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、服部議員の令和5年度介護保険特別会計についての御質問のうち、歳出予算において第8期介護保険事業の基本目標3つが、これで実現できているかという御質問につきまして御答弁申し上げます。

議員がおっしゃいましたように、第8期介護保険事業計画の基本目標として地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進、介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実、介護保険制度の円滑な運営の3つを掲げております。

まず、1つ目の地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進につきましては、地域包括ケアシステムの構築を推進するために第8期が始まった令和3年度より、地域包括支援センターを鈴鹿市に4か所、亀山市に1か所であったものを、鈴鹿市8地域包括支援センター、亀山市に2つの地域包括支援センターに増設するとともに、両市に基幹型地域包括支援センターを設置し、日常生活の見直しと体制の強化を図ったところでございます。

次に、2つ目の介護サービスの提供体制の確保とサービスの充実については、介護を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、必要なサ

ービスを切れ目なく利用できるよう施設整備に取り組んでまいりました。

また、3つ目の介護保険の保険制度の円滑な運営につきましては、介護認定調査がスムーズに進むよう、民間事業所への委託を令和5年度より実施いたします。

先ほど御質問いただきました、介護給付費が減っていると、この介護サービス提供体制の確保とサービスの充実が達成できないのではないかと御質問につきまして、まず申し上げます。

令和5年度、当初予算における保険給付費は、令和4年度と比較すると1億5,351万2,000円、約0.8%の減額になっております。しかしながら、直近の令和3年度決算と比較しますと、約10億8,432万、約6.3%の増。

また、令和4年度第2号補正後と比較すると、6億4,648万8,000円、約3.7%、令和5年度の当初予算におきましては増額となっております。保険給付費の令和5年度当初予算の編成にあたっては、第8期計画における最初の決算である令和3年度予算額から給付等の傾向を踏まえまして見込みを推計し、これに令和4年10月からの臨時の報酬改定の推計額と地域密着型サービス独自報酬の推計額などの、個別の要因による影響を加味したものを当初予算額として計上しております。

また、構成市である2市からの負担金で運営している本広域連合としましては、適正な歳出予算とすることで2市の負担金の軽減に寄与するものと考え、介護保険事業特別会計の約9割を占める多額の事業費である保険給付費について、しっかりと精査した上で所要の見込額を当初予算として計上しているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

すみません。追加で御説明させていただきます。よろしくお願いします。

先ほど地域支援事業費のほうで予算が減っているというところで、減っているということは介護サービスの提供体制の確保とかサービスの充実について、達成できないのではないのかという御質問につきまして御答弁させていただきます。

令和5年度予算のうち、前年度予算と比べて減額となった事業としましては、地域支援事業費の介護予防・日常生活総合事業費のうち一般介護予防事業費の減額となっております、この事業としましては全ての高齢者に対して心身機能や生活機

能の低下予防，または維持向上のために鈴鹿市・亀山市に委託して実施をする事業の費用でございます。

減額となった理由につきましては，介護サービス事業所での介護予防教室の実施回数の減などによるものでございます。令和5年度は，より多くの高齢者の方に教室には参加していただくということを目指し，それでも感染予防の点から教室の1回あたりの参加人数を10人から5人以上ということに減らしたり，介護サービス事業所が地域に出張して行う介護予防教室を行ったり，オンラインによる介護予防教室を開催し参加してもらう機会を増やすことで，高齢者の介護予防につなげていくことができると考えております。

ですので，予算額は減額となっておりますが様々な取り組み方法を考えまして，介護サービスの提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

服部孝規議員。

○服部孝規 議員

ありがとうございました。

令和5年度の予算は，令和3年度の決算が明らかになっているので，それに基づいた数字が出せたと。ところが令和4年度の予算は決算，いわゆる参考にする決算額が8期の中でないので，結局ちょっと大きな数字になってしまったと。だからその差が今回減額になった要素だと，こういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

おっしゃられるとおりでございます。

○議長（山口善之 議員）

服部孝規議員。

○服部孝規 議員

決算がでない、なかなか予算は立てにくいというのがあって、しかも一気に3年間ということなので、非常にその辺は難しいのだろーと思いますけれども、これからこういう形で予算が組まれるんだろーと思います。1点目は以上です。

2点目に、基金のことでお伺いしたいと思います。

歳入の繰入金の中に、介護給付費準備基金繰入金が約4億円あります。前年度比で7億円の増になっておりまして、基金積立の残高が令和5年度末現在高の見込みとして18億ぐらいになるということですが、この辺の推移になった背景、理由をお伺いしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、服部議員の先ほどの御質問についてお答え申し上げます。

介護給付費準備基金の令和4年度末の見込額は、令和5年度当初予算の資料の18ページに記載のとおり、令和4年3月末の現在高20億2,705万8,000円から、令和3年度の出納整理期間に実施した1,210万1,000円の繰り入れと、2億630万7,000円の積立て、また令和4年度の3月補正予算後になりますが、予算に計上している繰入金1億1,014万6,000円と積立金6,341万6,000円をそれぞれ差し引きした残額の見込額が21億7,453万4,000円になります。

なお、令和5年度末現在の見込額は、令和5年度当初予算に計上している繰入金4億2,911万7,000円と積立金4,463万1,000円によりまして、17億9,004万8,000円を見込んでおります。

経緯については以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

服部孝規議員。

○服部孝規 議員

経緯は分かりました。それで、この現在の基金の状況ですけれども、当初見込んだよりも基金が積まれているのか、それともほぼ見込みどおりの推移をしているの

か、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

今の状況としましては、推移した状況で基づいて予算の取り決めを行っておるところでございまして、大きく予想から外れるものではないとこちらとしては思っております。

○議長（山口善之 議員）

服部孝規議員。

○服部孝規 議員

今、8期ですけれども、7期の時点で最終年度でどれぐらいになったのか、それは分かりますか。比較はできますか。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

第7期の最終の額としましては、20億2,705万円でございます。

○議長（山口善之 議員）

服部孝規議員。

○服部孝規 議員

各期ごとに、説明にもありましたけど、事業そのものは支障が出ないように最大の金額を盛る、だから実際の執行する予算とはどうしても開いてくる。その差の部分がどうしても、いわゆる剰余金として決算で出てきますので、その分をどんどん基金に積んでいくという。だから、3年間すれば当然スタートよりも基金がどんどん膨らんでくるという、こういう構造に介護保険の予算はあるんだろうというふう

なことが分かりました。あまり当初の時点で、たくさん基金を持つ必要がないのではないかというふうに私は考えるんですが、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

今後の見通しに基づいて推移するわけでございますけれども、積立てがどんどん膨らんでいくという、御意見ももっともでございますけれども、第9期の計画の令和7年度には団塊の世代が75歳になります。高齢者人口が増加する状況においては、介護保険のサービスに対するニーズは引き続き高いことが予想されます。

増え続ける給付費などの増加に対応できるように、将来的にわたり安定し持続的に介護保険が運営できるよう総合的に検討してまいりますので、基金の積立てが膨らんでいくということにつきまして、御意見はごもっともでございますけれども余裕を持った不測の事態にも対応できるような予算を考えておりますので、御理解賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

追加で御説明させていただきます。すみません。

介護保険料につきましては、中期的に安定した財政運営を可能にするために、介護保険事業計画の期間を通じて財政の均衡を保つことができるものでなければならぬとされておりまして、計画期間における支出及び収入の状況を勘案して保険料を設定することになっております。

また、介護保険の給付費等が計画の見込みより上回る場合については準備基金から取り崩し、見込みを下回る場合につきましては保険料の余剰金を介護給付費準備基金に積み立てて、財政の均衡を保つことで安定的な保険財政を運営するものでございます。

計画期間における保険料の基準額の算定にあたっては、給付費などの支出に対す

る保険料の不足分を基金から繰り入れることにより、保険料上昇を抑制することができます。このことから、介護給付費準備基金は介護保険財政の運営における収支の均衡を保つこと、保険料の上昇を緩和する役割を担っているものでございます。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

服部孝規議員。

○服部孝規 議員

この項は最後にしておきますけれども、これ何期かずっと広域連合の予算決算を見させていただいてますけれども、必ず予算を組むときには想定外の事態も考えなければならぬので基金は余裕をもってというんです。ところが、決算になると必ず大きな金額で残ってくるんです。私たち、その基金をできるだけ保険料が原資なので、保険料を決めるにあたって極力基金を崩して保険料を上げない、もしくは下げるといふ、そちらのほうに使うということではいろいろ申し入れもしてまいりました。そういう意味では、これ何期もやって、そんな大きな特別びっくりするような支出が起こったりするようなそういう制度ではないので、そういう意味ではもう少し基金を絞ってもらって、予算を立てる段階で保険料を下げる役割で基金を活用していただきたいということだけ最後に申し上げておきたいと思います。

もう1点、保険料についてもお聞きしたいと思います。

歳入で保険料が44億4,034万8,000円ということで、これも約2億円ぐらい保険料が増になってます。この増になった要因について、お聞きしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

保険料につきましては、先ほど議員もおっしゃったように、介護保険の事業計画の策定の中で決められておるものでございます。

増えた要因としましては、高齢者人口の増加というところが大きな要因でございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

服部孝規議員。

○服部孝規 議員

高齢者人口が増加した，単純に増加したということによる保険料の増ということで理解しておきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（山口善之 議員）

これにて，服部孝規議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は13時といたします。

〔休 憩〕

○議長（山口善之 議員）

休憩前に引き続き，会議を開きます。

日程により，議事を継続いたします。

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

高橋です。通告に従いまして大きく3点，介護認定調査についてと第8期介護保険事業計画についてと介護保険サービス利用時の保証人について，大きく3点質問させていただきます。

まず，1つ目の介護認定調査の民間委託について質問いたします。

先ほどの説明にありました，日本ビジネスデータプロセッシングセンターというところに委託されるということと，指定市町村事務受託法人の認可も受けてみえるということと，この4月から開始ということもお聞きしました。

業者の選定後，全ての調査員個々に面談を行って，令和5年度から介護認定調査業務の考え方等について説明して，本人の希望を確認した上で委託業者での雇用を委託業者に依頼するというふうに，これまでの会計年度任用職員として広域連合が

雇用していた調査員の方々に対する対応はそうのようにされると聞いています。できる限りその方々に不利益が生じないように、本人の意向も聞いて業者様と対応の面で話し合いをするというふうにお聞きしてました。その方々の希望どおりに納得する形になられたのか、その辺をちょっとお聞きいたします。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、高橋議員の民間委託についての御質問のうち、これまで雇用していた会計年度任用職員の方の調査員の委託以降はどうなるのか、どういう待遇になるのかという御質問につきまして御答弁申し上げます。

まず、会計年度任用職員調査員全員に個々に面談を行い、令和5年4月からの介護認定調査業務について民間事業に委託となることを丁寧に説明いたしました。

次に、日本データー様に委託することが決まった後、この業者には調査員全員に対して説明会を開いていただき、雇用条件等の説明をしていただきました。その後、希望をする調査員には個人面談も行っていていただき、調査員からの質問に答えていただきました。

また、自宅から調査場所への直行直帰となるなど、新たな雇用形態となりますので、調査員本人と事業所が直接話し合いをしていただき、本人がこの事業所で働くかどうかの選択ができるよう考えていただきました。

現在、お聞きしておりますのは、1名の方が日本データーで調査員として働いていただくと聞いております。それ以外の調査員については、日本データーが募集いただき、合計7名の調査員で業務開始をするということでございます。

現在の状況は以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

1名の方が引き続き働かれるということで、そのほかの方々は説明を受けて納得された形でしたらいいんですけど、そのようなことは大丈夫やったのかなというこ

とがちょっと心配になるんですけど。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

個々に面談を広域連合でも行いまして、この新しい事業所で働かれる意思を持ってみえたのが1名の方で、ほかの事業所に移られる方もおられますので、皆さんに納得いただいた形で移行になっておると認識しております。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

分かりました。

続いて、ちょっと改めて確認させていただきたいんですけど、民間委託のほうはどこからどこまでを委託をして、どこから直営というか広域のほうになるのか、ちょっとその辺も教えてください。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

委託につきましては、新規と介護保険の要支援からの変更申請につきまして日本データー様で受けていただくことになりまして、今までどおり調査までがそこに委託、そして審査会は広域連合で今までどおり行うという流れでございます。そこは変わっておりません。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

分かりました。ありがとうございます。

次に、認定の苦情と相談についてにいかせていただきます。

認定についての苦情とか相談などとかは、どちらで受けていただける形になるのか。また、相談なり苦情があったときに広域とはどのように情報共有をして連携をとって調整とかされるのか、お聞きいたします。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

介護認定調査についての御質問のうち、認定調査等の苦情・相談はどこが受けるのかということにつきまして御答弁申し上げます。

日本データ様は、広域連合事務所の近くに事務所を構えていただき、その事務所に常駐の責任者、事務員を配置いただきます。この事務所にて、介護認定調査に対する苦情については受けていただくことになります。

業務の流れとしましては、介護認定調査の調査票を仕上げていただいた後、広域連合にその調査票が届きます。広域連合職員で調査票のチェックを行い、その後、介護認定審査会を開いて、その方の介護度が決まることとなります。

これらの業務は、引き続き広域連合にて行うこととなりますので、広域連合に苦情や相談が入った場合は日本データ様と連携しながら対応してまいります。

また、この業者につきましては、毎日、広域連合に来所いただくことになっておりますし、月1回の定例会議を開いて情報共有を行ってまいります。

事務所も市役所のごく近くに構えていただくというお約束をしておりますので、その点は御安心していただけたらと存じます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ありがとうございます。

今、聞かせていただいて私は安心はしたのですが、この民間委託のことに関し

て、広域の地区の方々にお知らせのほうはどういった形でされているのか教えてください。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

定期的に発行しております広域連合の便りが、広報すずかに挟み込みの広報がございますので、その中で既に4月から変更しますという周知は市民の皆様にしております。亀山も同様でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

それをちょっと見せていただきました。鈴鹿亀山地区広域連合の3月号だと思うんですけども、この一番後ろに介護保険のお知らせとして4月から認定調査の一部を委託しますという形で、半分の部分でつくってもらってあるんですけど、これちょっと何と言いますか、今いろいろお聞きしたこととか、どうしてそういうふうに委託になったのかとか、先ほどに多大な御迷惑・御心配をおかけしましたという遅れの話、そういったことも何も書いてないんです。何て言うのか、分かっている人が分かっている人に出す事務連絡みたいな形になっているので、もうちょっと詳しく皆さんどうしても認定が遅れてきていてすごく不安に思われていたと思うので、どういった会社がどういった人を置いてどのようにというのは、もっと詳しくお知らせしていただいたほうがいいかと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

次、認定調査の遅れについてお聞きします。

先ほどお聞きしました、申請から調査まで3か月半ほど一番長くかかっていた時期があったのが、今は調査まで1か月というふうにお聞きしました。遅延の解決を頑張ってもらっているのは分かるんですけども、これは申請から調査までが1か月であって、そこから審査、結果となるとどれぐらい、手元に申請された方が自分の介護度が幾つなのかというふうには結果が分かるのはどれぐらいたってというこ

とでしょうか。教えてください。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

調査していただいた後に主治医からの意見書が届いて、それと合わせまして審査会にかけておりますので、今でも申請から1か月半から2か月ほどで結果を本人へ送付しているという状況になっております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ありがとうございます。前回というか、早くはなっているんですけど、原則は1か月以内という形で手元に結果が届くというのが原則というふうに聞いてますので、これをちょっと頑張っていただきたいと思うのと、もう一つお聞きしたいのは、この現状のままで民間委託のほうを受け継いでもらうことになるのか、いつから移行される。申請が来年度の初めの申請から民間委託になるのか、その辺の境目が分かりづらいので教えてください。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

今回、日本データーさんに調査の委託をしますのは、3月16日からの申請分からお渡しして調査に行っていただくことになります。ですので、それまでの分につきましては引き続き広域連合のほうで調査を続けることになります。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ありがとうございます。境目というか3月16日から、この新しい民間委託のところで申請を受けて調査をしていただくということが分かったのですが、その辺も全部お知らせしたほうがよかったんじゃないかなというふうに思います。これ、次出すのは3月16日からとかは過ぎているのであれなんですけど。皆さんやっぱり不安に思われていると思うので、その辺をお願いいたしたいと思います。

あと、ちょっとこういう情報を聞いています。更新のほうは、今までと同じように広域連合のほうがされるということで、居宅介護支援事業所がするというふうにお聞きしているのですけれども、更新がコロナ延長が利かなくなってしまうというふうに聞いたので、ここで遅延が逆に出てきているのではないかと心配するのですけど、その辺の対応のほうはどのように考えられていますか。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

市川議員の御答弁でも申し上げましたように、これは広域連合の職員が急に状態が変わられた方やがん末期の方はすぐに行かせていただくというのは変わりませんし、居宅介護支援事業所に委託する件数につきましても、そこで調査に行ける新人の方を発掘していただけるように、広域連合で研修をしましたり努力をしてまいりますので、ちょっと居宅に委託する件数になるべく増えるように、これから努力をしてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

居宅のほうも更新の場合も遅れのほうがないように頑張っていたきたいと思っています。

次の第8期介護保険事業計画について、質問いたします。

国のほうの見直しのことでちょっとお聞きしたいのですが、介護保険は3年に1回大きな見直しが行われてるということで、次が2024年で見直しの議論が進んでいるということで、この中身が介護負担増、給付削減の項目が多いのですが、この利用者さんたちの利用控えや高齢者の重度化、介護の負担増を招くというふうには、家族の介護負担増を招くと批判が大きくなって、各団体も署名や集会などを通じて反対の声によって先送りとはなりましたが、基本的な負担増、給付削減という考え方には、姿勢には変わりはありません。2024年夏までに利用者の2割負担の対象を拡大とか、一定所得のある65歳以上の人の保険を引き上げるとか、2023年度中に結論を出さないといけない老健施設など多床室の有料化とか、27年度改定までに要介護1・2の生活援助等の保険給付を外し、ケアプラン有料化とかこういったことが話し合われているというふうにお聞きしております。

広域連合のほうで、来年度8期計画3年目にあたり、来年度中に結論が出て見直しが行われるものがあったりするのか、この広域の中で議論がされたような項目とかがあるのか、ちょっとその辺がありましたら教えてください。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

全国の市町村の介護保険事業計画につきましては、介護保険法第117条第1項において、市町村は基本指針に則して3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする規定されており、これに基づき策定するものでございます。

このことから、今の予定で行きますと令和5年7月頃に国から、第9期計画にかかる基本指針というのが、案が示される予定であると説明を聞いておりますので、それ以降に具体的な作業に入れるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ありがとうございます。そしたら、今の段階では広域の中では議論はされてはないということが分かりました。

あと、もう1つ、3年目の今、最終年度を迎える第8期計画、これを着実に実行すると施政方針で書かれておりますが、進捗・課題などをお聞きしたいのですが、基盤整備のほうで目標に達しているというか、目標についてはどうなっているか教えてください。

私、1回質問させていただいたときに、特別養護老人ホームを80床確保するというふうに言われていました。例えばのあれですけど、このようなこととかどういうふうになっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、議員御質問の第8期介護保険事業計画についての御質問のうち、施設整備についてどこまで進んでいるのかとの質問につきまして御答弁申し上げます。

まず、高橋議員がおっしゃいました特別養護老人ホームの整備につきましては、第8期介護保険事業計画の中で令和5年度に80床の整備を目指すとして計画されております。この特別養護老人ホームについては、三重県にて事業所の選定が行われるのですが、現在、令和5年度老人保健福祉施設整備計画にかかる事業所の選定が行われておる途中でありまして、今はその選定についての結果待ちの状況でございます。また、広域連合にて事業所の選定を行う地域密着型サービスの施設整備計画のうち、認知症対応型共同生活介護、すなわちグループホームについては計画どおりの2つの事業所が選定されております。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、計画数2か所のうち1か所が選定されております。しかしながら、看護小規模多機能型居宅介護につきましては、計画数が2でありましたが、いまだ選定とはなっていない状況でございます。

今後も在宅医療ニーズや認知症対応のニーズに対応するため、地域密着型事業所の整備、サービス量の確保を図ってまいります。来年度の第9期介護保険事業計画策定の際には、アンケートの結果にてニーズの把握を行い、整備の進まなかったものについての問題点、課題の洗い出しを行った上で今後の施設整備の計画を考えてまいります。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ありがとうございます。

特別養護老人ホームは、県からの結果待ちということが分かりました。グループホームについては目標を達しているということと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、これと看護小規模多機能型居宅介護、こちらのほうは毎回というか、なかなか大変なのだなというのはすごく理解いたしますが、頑張ってくださいというしか。よろしくお願いいたします。

3つ目の質問に行きます。

介護保険サービス利用時の保証人についての質問をいたします。

今、独り暮らしをしている高齢者の方々、大変増加しているかと思うのですが、御家族さんや親族さんに頼ることができない身寄りのない方、身元保証人になってもらえないことができない高齢者の方も多いかと思います。私も相談を受けました。急変時の対応のために、施設に入所するときだけではなく、ショートステイとかデイサービスなど、日常的な介護サービスの利用時でも保証人が必要ということで困っておられました。そんなときは、身元保証人のサービスなり保証会社の利用とかそういうのがあるかと思うのですが、現場ではなかなか難しいというふうにはお聞きするんです。どのような対応をされているのか、ちょっと教えてください。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、議員御質問の介護保険サービス利用時の保証人についての御質問のうち、身寄りのない高齢者への対応、対応するケアマネジャーへの支援をどのように行っているかとの質問につきまして御答弁申し上げます。

まず、これらの身寄りのない高齢者への対応につきましては、鈴鹿市と亀山市の担当課、鈴鹿市では長寿社会課、亀山市では地域福祉課にて対応しております。両

市の担当に状況を確認いたしましたので、御説明申し上げます。

身寄りのない方が介護認定を受けて、初めて介護サービスを利用する場合、本人に意思・判断能力があれば本人の意思のみで契約可能な事業所と契約を行うか、本人が身元保証会社等と契約されることになります。本人に意思・判断能力がない場合には、成年後見制度により後見人を立てます。後見人がつくまで待てず、すぐに動く必要がある場合には、緊急一時保護による措置入所というものも検討するということです。

まず、両市とも個々のケースによって様々な対応を検討いたしますので、鈴鹿市では長寿社会課、亀山市では地域福祉課へ御相談していただければとのことでした。

今後は、両市とも緊急的な身元保証が必要な方の事例対応が増加しているため、権利擁護に関わる国の動向を注視しながら市独自で身元保証についての動き、対応ができないか検討し、関係機関と連携して対応してまいりたいと考えているとのことでした。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき 議員

ありがとうございます。

本人の意思のみで契約可能な施設と契約を行うということは、ここは保証人が要らないということですかね。保証人が要らない施設を利用されるか、または身元保証人の会社なりされているところの契約をしてとか、本人の意思・判断能力がない場合は成年後見人を立てるとかというふうに言われたかと思うのですが、認知症とか判断能力が低下した人ということなので、本人さんはしっかり意識があって、だけど体が動かないという人たちは成年後見人から外れるというふうにお聞きしています。そして、これを契約するのに割合期間がかかります。数か月とか1年ぐらいかかるというふうに言われたりもしました。ですので、そうすると目の前に倒れたとか、例えば状況が急変した方とかは、即ショートステイなり何なり利用しないといけないとき、スピード感が必要なときにはなかなか難しいというふうにおっしゃられました。この利用者さん本人さんからも相談を受けましたし、悩んでおられるケアマネジャーさんからも相談を受けました。ケアマネジャー

さん自身の顔の広さによって、また違って来るかと思うんですけど、対応できる、大丈夫と言われるケアマネジャーさんも実際おりましたし、困っていて悩んでみえるケアマネジャーさんもおりましたので、その対応というのは漏れがないようにとか、ケアマネジャーさんが悩んで走り回ったり何でも屋にならないように、その本人さんとケアマネジャーさんの支援をお願いいたしたいと思います。

以上、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（山口善之 議員）

これにて、高橋さつき議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和5年3月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後1時25分 閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和5年3月29日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長 山 口 善 之

議員（5番） 池 上 茂 樹

議員（10番） 中 村 浩